



神奈川県

KANAGAWA

かながわ障害者雇用優良企業

障がい者雇用を 積極的に進める 中小企業を募集します!

「かながわ障害者雇用優良企業」のメリット

- 1 企業のイメージアップにつながります!
 - シンボルマークを会社案内や名刺等に使用できます。
 - 県ホームページ等を通じて、企業の取組を広く紹介します。
- 2 ハローワーク求人票に記載できます!～求人応募の決め手になった方も!～
- 3 県から優先的に物品等の発注を受けられる優先調達の対象になれます!
- 4 県の物品等に係る競争入札参加資格の認定時に得点が付与されます!
- 5 「企業立地促進補助金」を活用する場合、補助金を増額します!



かながわ障害者雇用優良企業

認証要件

- 1 企業全体の常用雇用労働者数が300人以下であること。
- 2 神奈川県内における事業所の障がい者実雇用率が4.0%以上であること。
(常用雇用労働者数37.5人未満の企業については、障がい者を2名以上雇用していること。)
- 3 特例子会社ではないこと。
- 4 労働関係法規を遵守していること。
- 5 公序良俗に反する事業を行っていないこと。



「かながわ障害者雇用優良企業」について

県内で障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業(社会福祉法人及びNPO法人等を含む。)を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、その取組内容などを、県のホームページ等を通じて広くPRしています。

有効期限:認証日の属する年度から起算して3年目の3月31日まで

かながわ障害者雇用優良企業



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f532879/index.html>



「優良企業」とは



- ・ 認証に必要な要件
- ・ 優良企業のメリット

優良企業の取組を見てみよう



- ・ 優良企業の紹介(インタビュー動画等)
- ・ 優良企業一覧

優良企業に登録したいときは



- ・ 必要書類・記入例
- ・ 申請の流れを簡潔にまとめました

応募受付は常時行っています。

問合せ先

産業労働局 労働部 雇用労政課 障害者雇用促進グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL:045-210-5871 FAX:045-210-8873